

佐伯市立地適正化計画（令和 6 年 3 月）第 7 章防災指針の抜粋

5. 防災まちづくりの将来像及び取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像・基本方針

防災・減災に向けた課題を踏まえ、第 3 章 まちづくりの方針の検討に示した「誘導方針 3：安全性の強化による強靱な居住地の形成」を将来像とします。

【防災まちづくりの将来像（誘導方針 3）】

安全性の強化による強靱な居住地の形成

(2) 防災まちづくりの取組方針

「4. 防災上の課題の抽出」で整理した下記の課題を踏まえ、取組方針を定めます。

A	居住地周辺に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。
B	都市機能等が集積するなど拠点性の高いエリアである。
C	避難場所より離れている。（避難場所から 500m 圏外）
D	要配慮者利用施設（医療施設、高齢者福祉施設）が立地している。
E	垂直避難が困難な建物が集積している。（洪水、津波、高潮ハザードを対象）
F	家屋倒壊のおそれがある建物が集積している。

取組方針 1 安全性を高める土地利用対策の推進

災害リスクの残る地域では災害リスクを考慮した土地利用を図るとともに、建物被害の軽減や垂直避難も考慮した建物の立地促進を図ります。また、限定的な土地利用の推進等に向けた土地利用規制の見直しを検討します。

取組方針 2 都市及び建築物の防災構造の強化

災害発生自体を抑制するため、河川、道路、下水道、地盤等の都市基盤の防災・減災対策に努めます。また、災害による被害の軽減を図るため、建築物の耐震化などの災害に強い建築物の立地促進を図るとともに、大規模災害発生時に防災拠点や防災対策本部の拠点となる施設の整備を推進します。

取組方針 3 避難体制の充実

災害発生時に安全な場所に円滑に避難ができるよう避難施設や避難路等の整備を推進するとともに、要配慮者施設における避難確保計画を作成するなど、避難体制の充実に努めます。

取組方針 4 地域防災力の向上

多様な災害リスクを有する本市ではハード整備によりすべての災害リスクを回避することが困難であることから、日頃からの防災情報の発信や防災教育・意見交換等の防災意識の啓発活動などに努めることにより、自助、共助、公助による地域防災力の向上を図ります。

取組方針 5 事前復興の推進

被災後、早期に的確な復旧や復興に着手できるよう、復興まちづくりの実施方針について調査・検討を行うなど「事前復興計画」及び「復興まちづくり計画」の策定を進めます。

6. 防災施策への展開

防災・減災に向け、取組方針に基づき災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組について、国、県、市、民間事業者、市民により実施主体を区分し、ハード・ソフトの取組を計画的に推進します。

取組の実施にあたっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って短期（おおむね５年程度）、中期（おおむね１０年程度）、長期（おおむね２０年程度）に区分し、実施プログラムとして各取組のロードマップを定めます。

取組 方針	種別	取組	取組内容	関連の強い課題	実施主体					実施時期の目標		
					国	県	市	民間	市民	短期	中期	長期
土地利用対策の推進	回避	災害リスクの残るエリアにおける土地利用規制の検討	災害リスクの残る地域においては、建物被害を軽減するため土地のかさ上げや居室床面の高さの制限の検討など、限定的な土地利用の推進等に向けた土地利用規制の見直しを検討する。	A			●			→	→	→
	低減	２階以上の建築物の誘導	災害リスクの残る地域において、浸水等による避難を円滑化するため垂直避難が可能な２階以上建築物の誘導の検討する。	C、E			●	●	●	→	→	→
都市及び建築物の防災構造の強化	低減	防災拠点の整備	大規模災害発生時、防災拠点となる「佐伯市総合運動公園」が有するヘリポートや多目的グラウンド、野球場、給食センター、屋内練習場等の施設、及び災害対応に活用できる「道の駅」の施設等について、改修や整備・維持管理を推進する。 また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても改修や整備・維持管理を行うとともに、調査・検討を推進する。	全般			●			→	→	→
	低減	建物の耐震化	住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。また、学校施設における耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。	F			●			→	→	→
	低減	水害対策を考慮した都市計画道路の見直し	都市計画道路の水害対策を考慮した計画の見直しを図る。	全般		●	●			→	→	→
	低減	海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備	津波浸水想定区域において、海岸、漁港、河川等の津波対策施設の整備を行う。	全般		●	●			→	→	→
	低減	避難経路等の整備	主要道路の整備、橋梁の耐震補強、避難路の整備を行う。	全般			●			→	→	→
	低減	河川氾濫の防止対策	土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事及び設計委託、河床掘削や流木等の除去、河川や道路の状況を確認するウェアカメラの整備等を推進する。また、障害物が蓄積し、河川の氾濫原因となりにかねない老朽化した橋の撤去や架替等についても推進する。	全般	●	●	●			→	→	→
	低減	下水道等の排水施設の整備	床上、床下浸水の多い場所を重点的に、随時計画的に雨水幹線および枝線を整備する。	E			●			→	→	→
	低減	急傾斜地等の崩壊対策	土砂災害による家屋の被害、道路閉塞による孤立集落防止のため、住居付近、及び道路隣接地の土砂対策及び倒木対策において、法面等の補強や崩壊防止対策を推進する。	A		●				→	→	→
	低減	雨水貯留施設の整備検討	番匠川の氾濫時の浸水を低減するため、居住や鶴岡西町のコスモタウンの運営事業者との協力により、住宅用地や商業施設用地等への雨水貯留施設の整備を検討する。	B、D、E、F			●	●	●	→	→	→
	低減	津波避難地の拡充	既存の津波避難地の点検・整理を行い、より安全に避難できる津波避難地の新規指定を実施する。	E			●			→	→	→
避難体制の充実	低減	津波避難ビルの拡充	公共施設への屋外階段設置等を図ることにより、津波避難ビルの新規指定を図るほか、民間施設との協定により新規指定を図る。	E			●			→	→	→
	低減	避難誘導サインの充実	視認性や分かりやすさ等に配慮した避難誘導サインの整備・充実を図る。	全般			●			→	→	→
	低減	要配慮者支援施設の避難確保計画の作成	対象施設に要配慮者支援施設の避難確保計画の作成を依頼する。	D	●	●	●	●		→	→	→

取組方針	種別	取組	取組内容	関連の強い課題	実施主体				実施時期の目標			
					国	県	市	民間	市民	短期	中期	長期
地域防災力の向上	低減	各種ハザードマップの作成	中小河川における氾濫推定図、ハザードマップを作成する。また、各種ハザードマップを全戸配布し、避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。	全般	●	●			●	→	→	→
	低減	情報発信、発信情報の改善・強化	防災情報ツール（さいき防災メールでの情報発信、防災・行政ラジオの無料貸し出し、防災カメラによる映像配信）による情報発信の改善・強化を行う。 また、水位計、防災カメラの増設により、風水害の道路冠水等を CATV・市の HP でライブ映像として情報発信を行う。	全般	●	●	●			→	→	→
	低減	防災教育・意見交換の実施・講師派遣	小学校への出前講座を実施し、番匠川的环境や防災についての講義を実施するとともに、自治会等に対し、訓練の実施をサポートする「訓練押しかけ支援隊」の派遣を行い、訓練の計画段階から実戦、継続に向けた検討などを支援する。さらに、防災意識の醸成及び避難行動の向上を目指したおおい防災 VR の活用を促進する。	全般	●	●	●			→	→	→
	低減	自主防災組織の強化	自主防災組織の結成を推進し、自主防災組織の育成・強化のため、地区に応じた防災計画の作成を支援するほか、各種補助事業の充実を図る。	全般					●	→	→	→
	低減	3D 都市モデルの作成、活用	都市空間を立体的に再現する 3D 都市モデルの作成を進め、市民参加による機動的な防災まちづくりの実現に向け、防災・減災対策の検討や市民に分かりやすく災害リスクを周知する工夫など、防災対策の高度化を図る。	全般					●	→	→	→
事前復興の推進	低減	事前復興計画の策定	大規模災害からの復興対策として、被災状況を想定した復興プロセス（初動・応急から復旧、復興までの手順と対処等）や復興ビジョン（復興まちづくりの目標や方針等）等を事前に検討し、被害の軽減や復興の期間短縮・復興の質の向上と適切化を図ることを目的に「事前復興計画」及び「復興まちづくり計画」の策定を行う。	全般					●	→	→	→

※実線：実線で示した期間内に取組むもの

※破線：破線で示した期間中に継続的に取組むもの

